

まったく関連のない会社に出向発令！ 要員不足なのに建設現場の警備員？！

2月1日付けで、大阪仕業検査車両所分会の組合員と関西地区分会（京都駅）の組合員、新大阪駅の国労組合員がタイガー警備保障（株）に出向する事になりました。出向先の作業内容は、建設現場での安全誘導等が主なものですが、JR東海会社の業務とはまったく関連のないものでこれまでの経験や技術が活かせるような出向先ではありません。

この出向に対し2名の組合員は、苦情処理申告を行い27日に簡易苦情処理会議が開催されました。会議の中で会社は、出向先について「公正に行い、本人の適性能力、経験とかを踏まえて会社が総合的に判断した結果で、出向先の確保は最大限行っている。」「（検修職場で培った経験は）生かされると思います。本人の適性能力を公正に見た結果である。タイガー警備保障が適切であると判断した。」と言っています。また、組合側から「（仕業の組合員は）過去にサービックに出向している。普通ならサービックになるのではないかと問いただしても「何を普通だといっているのかわからない。総合的判断です」ということで、今回の出向にまったく整合性がないことを会社自ら暴露しています。

関連会社（SEやサービック）では、要員不足で休日出勤もよぎなくされていると聞いています。現在、運輸所をのぞく関西支社の職場では59歳になると出向に出ています。これまでの出向先は、会社の要員状況や通勤事情、本人希望、なども加味されて関連会社を中心に決まってきました。それが今回はまったく関連のない会社への出向発令だったので。

出向規程違反？！ 組合差別？！

出向規程の第2条には、「出向」とは、社員の地位を保有したまま、会社の命により、**関連会社又は団体等**（以下「出向先」という。）に勤務することをいう。」となっています。

今回の、出向先のタイガー警備保障（株）は、当然関連会社ではありません。また、関係する団体でもありません。この点からも今回の出向に疑問を感じます。

また、タイガー警備保障（株）へは、今回、東海労組合員2名と国労組合員1名、過去においても、東海労組合員1名と国労組合員1名のみが出向に行っています。この点からも、今回の出向命令には組合差別的な要素もあります。

会社は、今回の出向発令を直ちに直し、本人の適正に応じた出向先に変更すべきです。おかしいことに対しては、職場からみんなで声をあげていきましょう。